

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	法令の番号	昭和45年法律第96号					
不利益処分の種類	登録の取消又は事業停止命令	根拠条項	第28条第1項又は第2項 第34条第2項又は第3項					
処 分 基 準	法第28条第1項各号の一又は第2項各号の一に該当しているとき。							
対応 区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	危機管理防災課	交付 機関	危機管理防災課		目次 NO	75～